

四十日... 十二月二十一日... 協業員

十四條

- 一 協業員... 二 協業員... 三 協業員... 四 協業員... 五 協業員... 六 協業員... 七 協業員... 八 協業員... 九 協業員... 十 協業員...

法人 協業員 福岡出張所

法人 協業員 福岡出張所

來援を受けて氣勢を擧げ午後五時半前記要求書を事業主に提出した。

事業主は傳習生の手當に就ては直方工業會の申合せに依るものなるを以て直ちに工業會に要求事項を提示したる結果工業會に於ては即日理事會を開き協議したる處手當は從來通りに意見一致したる爲事業主は同日午後十一時四十分争議團代表と第二回會見をなし折衝したるも争議團側は強硬に手當の増額を要求し双方相譲らず翌二十二日午前五時に至り將に交渉決裂せんとしたる爲所轄直方署に在りては他工場への波及を慮り極力斡旋に奔走し再三工業會とも折衝を重ねたる結果漸く左記の妥協成立し其の他の項目に就ては工場側の讓歩に依り同日正午圓滿解決を見るに至つたのである。

十四 解決條項